

	都	国
1948年		○里親制度を児童福祉法に規定
1973年	○養子縁組を前提とせずに児童の養育を委託する制度として、養育家庭制度を創設 ○養育家庭を希望する都民の相談窓口として、養育家庭センターを乳児院や児童養護施設に設置	
1982年	○「東京都ファミリーグループホーム」試行開始	
1985年	○東京都ファミリーグループホーム制度の本格実施（ファミリーホーム、グループホームの前身）	
1986年	○「子どものためのショートステイホーム制度」開始	
1987年		○民法が改正され、特別養子縁組制度が導入
1992年	○「子どものためのショートステイホーム制度」を「フレンドホーム制度」に改め、実施主体を児童養護施設とする。	
1999年		○委託措置児童の保育所の利用が承認
2000年		○地域小規模型グループホーム制度開始
2002年	○児童相談センターに里親担当を配置 ○養育家庭センターを廃止 ○東京都ファミリーホーム制度を開始 ○東京都養護児童グループホーム制度を開始	○里親制度の一体系として、専門里親や親族里親の制度を創設
2003年	○専門養育家庭、親族里親、養育家庭（短期条件付）、養育家庭（レスパイト限定）の制度を開始	
2004年	○各児童相談所に養育家庭担当児童福祉司・養育家庭専門員を配置	
2005年	○里親研修業務をNPO法人東京養育家庭の会へ委託	
2008年		○児童福祉法において、養育里親と養子縁組里親を分離して法定化 ○里親支援機関事業開始
2009年	○里親支援機関事業（モデル事業）を1児相で開始 ○東京都ファミリーホーム事業を開始	○児童福祉法において、要保護児童対策地域協議会の協議対象が、養育支援を必要とする児童やその保護者、特定妊婦に拡大 ○小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を創設
2011年	○里親支援機関事業（モデル事業）を3児相に拡大して実施	○社会保障審議会において「社会的養護の課題と将来像」がとりまとめられる ⇒社会的養護の基本方針や施設等種別ごとの課題、将来の整備量等が示される
2012年	○2009年よりモデル的に開始した里親支援機関事業の全児童相談所における実施 ○乳児院や児童養護施設への里親支援専門相談員の配置を実施 ○要保護児童対策地域協議会において、地域ネットワークの連携による養育家庭等への支援を充実 ○児童相談センター里親担当と育成支援課里親担当を統合し、制度及び支援総括業務を育成支援課で行う体制を構築	○厚生労働省通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」 ⇒都道府県推進計画を策定する旨の通知
2015年	○東京都社会的養護施策推進計画を策定 ⇒2029年度において、社会的養護に占める家庭的養護の割合を概ね6割とする方針を明確化	
2016年		○児童福祉法改正 ⇒要保護児童について、家庭と同様の環境下で養育されることを原則とする施設で養育する場合、できる限り小規模で家庭に近い環境で養育することが必要な旨明記される。 ○民間のあっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律公布（2016.12.16） ※公布日から2年以内に施行